

米沢地区地下水利用対策協議会規約

（目的）

第1条 米沢地区の実情に即応した適正な地下水の利用及び水源の保全を図り、もって地区の健全な発展に資することを目的とする。

（設置及び名称）

第2条 前条の目的を達成するため、米沢地区地下水利用対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事業）

第3条 協議会は、次の事業を行う。

- (1) 地下水採取の適正化の推進に関すること。
- (2) 地下水源の保全とかん養の推進に関すること。
- (3) 水利用の合理化の推進に関すること。
- (4) 地下水の調査及び研究に関すること。
- (5) 国及び地方公共団体の地下水行政に対する意見の提言に関すること。
- (6) 地下水採取者の相互の連絡と協調に関すること。
- (7) その他目的達成に必要な事項に関すること。

（組織）

第4条 協議会は地下水採取者、各種団体の代表者をもって組織する。

（代議員）

第5条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に代議員を置く。

2 代議員は、会員のうちから70名以内で構成し、会長の推薦により、総会において選出する。

3 代議員の任期は3年とし、再任を妨げない。

（役員）

第6条 協議会の役員は、代議員の中から会長1名、副会長3名、監事2名及び理事若干名を置き、総会において選出する。

2 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第7条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（顧問）

第8条 協議会の事業を円滑にするため顧問を置くことができる。

2 顧問は、知識経験者のうちから、会長が総会の同意を得て委嘱する。

3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

（総会）

第9条 総会は、代議員で構成し、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を招集することができる。

2 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 総会の議事は、出席代議員の過半数の賛成を得てこれを決する。

4 総会は、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 地下水対策の基本方針の決定及び変更に関する事項。
- (2) 協議会規約の制定及び改廃に関する事項。
- (3) 協議会の予算、決算及び経費の負担方法、負担金額等に関する事項。
- (4) 役員の選任に関する事項。
- (5) その他地下水対策の推進に関する事項。

(役員会)

第 10 条 役員会は、総会に附議すべき事項及び会長が必要と認める事項を審議する。

2 役員会は、会長が招集し、その議長となる。

(会計)

第 11 条 協議会の会費は、会員の会費及びその他の収入をもってあてる。

2 会費は、別表に定める。

(会計年度)

第 12 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(監査)

第 13 条 協議会の会計は、監事が監査する。

(事務局)

第 14 条 協議会の事務局は市民環境部環境課に置く。

(慶弔)

第 15 条 会員、顧問等の慶弔、見舞金等について、基準及び金額は、会長が判断する。

(雑則)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会運営上必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和 51 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 17 年 8 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年6月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年6月28日から施行する。

別表（第11条関係）

等級	揚水機吐出口断面積	金額
1	401平方センチメートル以上	24,000円
2	301平方センチメートル以上400平方センチメートル以下	18,000円
3	201平方センチメートル以上300平方センチメートル以下	14,000円
4	51平方センチメートル以上200平方センチメートル以下	10,000円
5	25平方センチメートル以上50平方センチメートル以下	6,000円
6	22平方センチメートル以上24平方センチメートル以下	3,000円
7	22平方センチメートル未満又は団体代表者	2,000円

（少数点以下は四捨五入）

ただし、採取井戸の揚水機吐出口断面積は、毎年4月1日現在のものとする。

ただし、複数の採取井戸を所有する場合は、その揚水機吐出口断面積の合計により会費を算定する。